

海老名市地域福祉計画改定業務委託に係る公募型プロポーザル実施要項

1 目的

海老名市では、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき策定している「海老名市地域福祉計画(以下「計画」という。)」について、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間として計画の改定を行います。

地域福祉計画は、地域福祉の推進にかかる理念や基本的な方向を示すものであり、市の社会経済情勢や本市を取り巻く課題等を踏まえる必要があるため、改定案の作成にあたり、豊富な経験や高度な技術力を活かして様々な意見を効率的に取り入れ、より効果的な改定が実施できる事業者には委託するため、海老名市プロポーザル方式契約実施取扱要綱に基づき、公募型プロポーザル方式で業務委託先を選定するものです。

2 プロポーザルの概要

(1) 名称

海老名市地域福祉計画改定業務委託公募型プロポーザル

(2) 主催者

海老名市

(3) 担当部署

海老名市役所保健福祉部福祉政策課

(4) 公募型プロポーザル方式契約を選択した理由

地域福祉計画とは、地域福祉の推進にかかる理念や基本的な方向を示すものであることを踏まえ、市の全体像を把握するとともに、市民意識を把握するための市民アンケート調査や今後の課題等の分析などに基づき海老名市特有の状況を理解し、本市が求める地域福祉計画を具現化する技術力・経験・専門的な知識が必要となります。

より効果的な計画の改定が実施できる事業者には委託するためには、価格のみによる競争では最良の受託事業者を特定することが困難であると考えられることから、高度な企画力、専門的な技術及び豊富な経験を有する事業者を募り選定するため、公募型プロポーザル方式によるものとします。

3 業務の概要

(1) 業務名

海老名市地域福祉計画改定業務委託

(2) 業務の内容

別添「海老名市地域福祉計画改定業務委託契約要求仕様書」のとおり

(3) 業務履行場所

海老名市勝瀬175番地の1 海老名市役所

(4) 業務履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

※ 令和6年度の予算に基づき執行する予定です。令和6年度予算が議決されない場合は契約を行いません。

(5) 提案限度額（消費税相当額を含む。）

令和6年度 金 5,300,000 円

※ 契約時の予定価格を示すものではなく事業の最大規模を示す金額

4 プロポーザル方式による選定方法等

(1) 選定方法

本プロポーザルでは、海老名市地域福祉計画改定業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、二段階方式で審査を行い、最優秀提案の選定を行うものとします。

一次審査は書類選考により行い、二次審査は一次審査を通過した者に対して、一次審査提出書類に関する必要な確認及び別途提示する課題についてのプレゼンテーションとヒアリングを行います。

各委員による二次審査の得点の合計が最も高い者を委託契約交渉順位第一位の候補者として、次点の者を第二位の候補者として選定します。なお、合計得点が高い者が複数となった場合は、一次審査において提出された見積金額の低い順とします。

(2) 審査結果の通知等

審査結果はそれぞれの審査対象者全てへ通知するとともに、二次審査結果は市ホームページで公表します。

なお、審査の経緯及び審査内容に関する問い合わせには応じません。市から選定されない旨の通知を受けた者は、市長に対して書面によりその理由について説明を求めることができます。この場合、書面は市が通知を発送した日の翌日から起算して5日以内（閉庁日は除く。）に提出してください。

(3) 情報公開

審査結果の情報について海老名市情報公開条例（平成14年条例第32号）に基づき情報公開請求があった場合は、同条例第7条各号に掲げる非公開情報を除き、公開します。公開の可否は、市が判断します。

5 受託者特定までのスケジュール

※ 日付は予定のため、変更場合があります。

番号	項目	期間等	備考（提出書類等）
1	プロポーザル公告、	令和6年2月7日（水）	
2	質問締め切り	令和6年2月14日（水） 17時15分まで	①質疑書（様式1） ※メールのみ
3	参加意向申出締め切り	令和6年2月21日（水） 17時15分まで	①海老名市プロポーザル方式参加意向申出書（要綱第1号様式） ②事業者概要 ③業務実績確認書（様式2）

4	資格確認結果通知発送 一次審査書類提出要請	令和6年2月26日（月）	
5	一次審査書類提出期限	令和6年3月6日（水）	①海老名市プロポーザル方式提案書等提出意思確認書（要綱第4号様式） ②予定担当者実績及び業務実施体制確認書（様式3） ③見積書（様式4） ④企画提案書（様式6） ⑤過去の成果品
6	一次審査（書類審査）	令和6年3月15日（金）	※委員会による書類審査のため事業者の出席は不要
7	一次審査結果通知発送	令和6年3月18日（月）	
8	二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和6年3月26日（火）	※事業者の出席は3名まで
9	二次審査結果通知発送 受託者候補者特定	令和6年4月1日（月）	
10	候補者との打合せ	令和6年4月1日（月）～ 令和6年4月12日（金）	
11	契約締結予定	令和6年4月15日（月）	

6 参加資格

このプロポーザルに参加し最優秀提案者となることができる者は、本プロポーザル告示日現在において、次に掲げる全ての要件を備えている者とし、ただし、この告示から最優秀提案者決定までの期間に次に掲げる要件を1つでも満たさなくなった場合はプロポーザルに参加し最優秀提案者になることができません。

- (1) 公告日現在の年度の海老名市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 海老名市競争入札参加停止等措置要綱（平成21年4月1日制定）の規定による停止措置を現に受けていないこと。
- (3) 過去5年間（平成30年4月以降）において、地域福祉計画又はそれに類する福祉計画の策定或いは改定業務委託契約を地方自治体との間で締結した実績を有すること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受け、または民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた場合は、この限りではない。

- (6) 事業者及びその代表者または役員等が海老名市暴力団排除条例（平成 22 年条例第 43 号）第 2 条各号のいずれにも該当しないこと。
- (7) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

7 配布書類

(1) 配布期間

令和 6 年 2 月 7 日（水）から令和 6 年 2 月 21 日（水）まで

(2) 入手方法

海老名市ホームページからダウンロード

(3) 配布書類一覧

- ・ 海老名市プロポーザル方式契約実施取扱要綱（要綱様式含む）
- ・ 海老名市地域福祉計画改定業務委託に係る公募型プロポーザル実施要項
- ・ 別紙評価基準
- ・ 様式 1～7（業務実績確認書、質疑書、予定担当者実績及び業務実施体制確認書、見積書、非公開としたい情報届出書、企画提案書、海老名市プロポーザル方式参加辞退届出書）
- ・ 海老名市地域福祉計画改定業務委託契約要求仕様書
- ・ 納税状況調査同意書
- ・ 契約に関する代理人の委任状

8 参加意向申出

(1) 参加意向申出に係る提出書類及び提出期限

【提出書類】

次のア～オの書類をまとめたものを 1 部提出すること。両面複写可。

ア 海老名市プロポーザル方式参加意向申出書（要綱第 1 号様式）

イ 事業者等の概要報告書（様式任意。事業者等の経歴、役員構成及び氏名、組織体制、従業員数、事業概要等が把握できるもの。）

ウ 業務実績確認書（様式 2）

エ 納税状況調査同意書 ※該当がある場合のみ提出

オ 契約に関する代理人の委任状 ※該当がある場合のみ提出

【提出期限】

令和 6 年 2 月 21 日（水）17 時 15 分まで（郵送の場合、必着。持参の場合、土日祝日は除く。）

(2) 提出先

〒243-0492 海老名市勝瀬 175 番地の 1

海老名市役所保健福祉部福祉政策課福祉政策係

(3) 提出方法

郵送又は持参してください。郵送の場合は書留等追跡可能な郵便で送付すること。持参の場合は提出期限日までの市役所開庁日（土曜開庁日を除く。）において、8 時 30 分から 17 時 15 分までの間のみ受付。

(4) 通知

参加意向申出を受けて市で参加資格の確認を行い、確認結果について文書で通知するとともに参加資格を有していることが確認できた者に対してプロポーザル関係書類の提出を要請します。

(5) 説明要求

市から参加資格が認められない旨の通知を受けた者は、市長に対して書面によりその理由について説明を求めることができます。この場合、書面は市が通知を発送した日の翌日から起算して5日以内（閉庁日は除く。）に提出してください。

9 質問及び回答

(1) 質問方法・期限

本プロポーザルに関する質問は、様式1により電子メールにて提出してください。
なお、電子メール以外の手段による質問は受け付けません。

【提出先アドレス】 fukushi@city.ebina.kanagawa.jp

【提出期限】 令和6年2月14日（水）17時15分受信分まで

【件名】 プロポーザルに関する質問について

(2) 回答

市は、全ての質問と回答について、随時、市ホームページへ掲載します。

注1 回答にあたっては、事業者名は公表しません。

注2 個別のメールアドレスへの回答はいたしません。

注3 質問内容が不明瞭なものなどは、回答しないことがあります。

10 企画提案書で求めるテーマ

(1) 本市に関する現状分析

(2) 海老名市地域福祉計画の改定に対する基本コンセプトと改定に関する提案

特に、重層的支援事業、地方再犯防止基本計画及び成年後見制度利用促進基本計画を加えることについて

(3) 市民の参画に関する提案

① 市民アンケート調査の実施に関して

② その他、市民の参画に関する提案

(4) 改定内容の質の向上に関する独自提案

11 審査

(1) 審査の対象となる者は、参加意向申出をした者のうち参加資格を有することを市が認め、その旨の通知及びプロポーザル関係書類の提出要請を受けた者としてします。

(2) 審査は、各評価項目について選考委員会が次のとおり二段階方式で行います。各委員による、一次審査と二次審査の合計得点により順位をつけ、その順位に応じて順位点を配点します。配点された順位点の総得点が最も高い者を委託契約交渉順位第一位の候補者として、次点の者を第二位の候補者として選定します。なお、順位点の総得点が最も高い者が複数となった場合は、一次審査において提出された見積金額の低い順とし、その見積額も同額であった場合は、選考委員全員の合計得点が高い順とします。

(3) 一次審査

次の提出資料に基づき書類審査を行います。各委員による、得点における順位点の合計点が高い3者以内の者を二次審査対象として選出します。なお、順位点の合計点が高い事業者が4者以上となった場合は、その中で最も合計点が高い事業者のうち、見積金額が低いものが上位となります。

なお、委員全員の合計得点が満点に対し60%に満たない場合は、選外とします。

【提出書類】

下記ア～カまでの書類をまとめたものを8部（正1部、副7部）提出すること。両面複写可。なお、副本は事業者名を黒塗りとすること。カについては1部で可。

ア 海老名市プロポーザル方式提案書等提出意思確認書（要綱第4号様式）

イ 予定担当者実績及び業務実施体制確認書（様式3）

ウ 見積書（様式4）

※ 見積額には消費税を含む

※ 積算根拠を明らかにした書類（様式任意）を添付すること

エ 非公開としたい情報届出書（様式5）※該当がある場合のみ提出

オ 企画提案書（様式6）

カ 過去の成果品（提出可能な地域福祉計画又はそれに類似するもの）

【提出期限】

令和6年3月6日（水）17時15分まで（郵送の場合、必着。持参の場合、土日祝日は除く。）

※ 提出先及び提出方法は、参加意向申出と同様とします。

【評価基準】

別紙1、評価基準（一次審査）のとおり

【順位点】

1位…3点、2位…2点、3位…1点、4位以降…0点

【一次審査結果の通知】

一次審査結果は対象者全員へ個別に文書で通知します。また、併せて二次審査対象者へ二次審査に関する詳細を通知します。

(4) 二次審査

二次審査は、一次審査を通過した者に対して一次審査提出書類に関する必要な確認及び別途提示する課題についてのプレゼンテーションとヒアリングを行います。なお、事業者の出席人数は3名までとし、本業務に従事する者を1名以上含め、その者が全部又は一部を説明するものとします。

詳細は、一次審査結果とともに送付する通知で確認してください。

【実施予定日】

令和6年3月26日（火） ※変更の場合あり

【実施時間】

1事業者につき30分以内（プレゼンテーション10分以内、質疑応答20分程度。なお、質疑応答の状況により延長することがあります。）

【審査内容】

本委託業務に関するプレゼンテーション及びヒアリング

【評価基準】

別紙2、評価基準（二次審査）のとおり

【順位点】

各委員の一次審査と二次審査の合計得点における順位点をつける。

1位…3点、2位…2点、3位…1点

【二次審査結果の通知】

二次審査結果は対象者全員へ個別に文書で通知するとともに、市ホームページへ掲載します。

【機器等について】

次の機器は市で用意しますが、持参したものを使用しても構いません。

- ① プロジェクター（VGA端子）
- ② VGA端子ケーブル（10m）
- ③ 電源ドラム
- ④ スクリーン

12 提出書類作成上の留意点

- (1) 提出書等は、言語は日本語、数字はアラビア数字、通貨は日本円を使用して作成してください。
- (2) 一次審査における企画提案書のうち指示のある事項に関する説明及び二次審査における説明に当たっては、提案者が作成する図またはイラストを用いることができます。また、彩色も可とします。なお、複数の応募又は複数の事業計画書を提出することはできません。
- (3) 提出書類等は、原則としてA4縦型の用紙（印刷の向き：縦、文字方向：横書き、文字サイズ：10.5ポイント以上）を用いてください。ただし、図またはイラストについては、必要に応じてA3横型の使用も可とします。
- (4) 両面複写は可としますが単一の書類に限ることとし、異なる様式等の両面複写は行わないでください。
- (5) 正本と副本の内容は、字体・色等を含め全て同一としてください。ただし、副本への押印は省略することができます。また、副本は事業者名を黒塗りし、正本と副本とが識別できるよう提出してください。
- (6) 申請書提出後の提出書類の記入内容の変更は、原則認めません。

13 最優秀提案の提案者の取扱

- (1) 審査により委託契約交渉順位第一位となった事業者（「以下「候補者」という。」）と委託契約締結に向けた交渉を行います（令和6年度の予算が議決された場合に限る。）。市が第一位の候補者との協議が不調となったと判断した場合は、その交渉を終了し、第二位の事業者と交渉します。
- (2) 契約は本プロポーザル結果に基づき、市が作成する契約書を用いた随意契約とします。
- (3) 本プロポーザルは、候補者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務内容については、市作成の仕様書（案）を素案としながらも、候補者からより優れていると認められる提案があった場合には、候補者と市が協議の上仕様を確定し、契約を締結することが

できます。

- (4) 契約及び手続は、海老名市契約規則及び委託業務契約約款によります。

14 失格

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) この要項に定める手続き以外の手法により、選考委員会委員または担当部署の職員等関係者にプロポーザルに対する援助を直接または間接的に求めた場合
- (2) 本要項の参加資格に掲げる要件を満たさない場合
- (3) 参加意向申出書の提出後、契約締結までの期間に本要項の参加資格に掲げる要件を満たさなくなった場合
- (4) 提出書類に虚偽または不正の記載があった場合
- (5) 他の参加者の応募を妨害した場合
- (6) 本要項に違反した場合
- (7) 公正を欠いた行為があったとして選考委員会が認定した場合

15 その他

- (1) 以下の費用については受託者の負担とする。
 - ア 本プロポーザルに関する費用
 - イ 契約締結に必要な費用（収入印紙等。ただし、本市は非課税につき貼付しません。）
 - ウ 契約締結から本委託業務開始日までの間において準備等に要する費用
- (2) 提出された書類等は返却しません。また、市は提出された書類を保存、記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とします。
- (3) 提出された書類等は審査等において必要な場合は複写します。
- (4) 提出された書類等は、海老名市情報公開条例第7条の規定により公開する場合があるため、非公開としたい情報は、提出様式集の非公開としたい情報届出書（様式5）により届け出てください。なお、届出がない場合、非公開としたい情報がないものとして公開するほか、届出があった場合においても、当該届出書により届け出られた情報が海老名市情報公開条例第7条に規定する非公開情報に該当しない場合は、公開します。
- (5) 参加意向申出書提出後に辞退する場合、参加辞退申出書（様式7）を提出してください。
- (6) 業務受託候補者が、正当な理由なくして契約締結に応じない場合は、受託候補者の決定を取り消す場合があります。
- (7) 業務受託候補者が、契約締結までに、業務の履行が確実にないと認められるとき又は著しく社会的信用を損なう等により本業務委託者としてふさわしくないと認められるときは、受託候補者の決定を取り消し、契約を締結しないことがあります。
- (8) 本プロポーザルは、業務委託の最優秀提案者の選定を目的に実施するものであり、契約の締結を確約するものではありません。また、契約後の業務は必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- (9) 最優秀提案者との契約交渉が不調となった場合等、契約の締結ができなかった場合においても、提案者は、海老名市に対し損害の賠償を請求することはできません。
- (10) 本プロポーザルの参加者は、本プロポーザルの手続において知り得た本市に関する情

報を他に漏らしてはなりません。

(11) この要項に定めのない事項については、海老名市プロポーザル方式実施取扱要綱、海老名市契約規則及び契約約款に準じます。

(12) この要項に定めるもののほか、必要な事項については選考委員会が定めます。